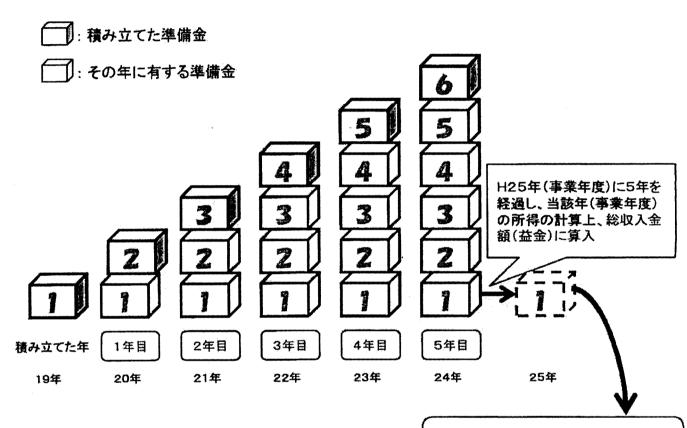
## 積立てから5年を経過した農業経営基盤強化準備金の考え方

## (例)平成19年に積み立てて、5年を経過した場合の取扱い



H19年(事業年度)に積み立てた準備金を必要経費(損金)に算入するには、 H25年末(事業年度末)までに、農業経営改善計画等に基づき、農用地や農業 用機械等を取得する必要があります。

## 準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、

- この積立額の範囲内で
  - ① 個人は必要経費算入
  - ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

## 農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、 以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳 し、必要経費(損金)算入

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額